

G 7 広島サミット等に向けた官民連携によるテロ等防止のための決議

テロ対策総合パートナーシップみやぎ（以下「総合パートナーシップ」という。）は、令和5年、G 7 広島サミット及びG 7 仙台科学技術大臣会合等が開催されることに伴い、テロ事案及びそのおそれがある事案等の犯罪を未然に防止し、安全安心な地域社会の実現を図るため、以下決議する。

- 1 我が国に対する国際テロの脅威が継続しており、日本国内においても爆発物を製造・使用したり不特定多数の者を標的とするものなど、重大な事案が発生している。

更に、サイバー攻撃等、技術革新と社会の変容による新たな脅威も深刻である。

こうした厳しい情勢について、総合パートナーシップは強い危機意識を共有する。

- 2 総合パートナーシップは、テロ事案の未然防止に係る諸対策を推進するため相互の緊密な連携を確保する。

- 3 総合パートナーシップは、テロのおそれが認められる脅威情報やその「兆し」が疑われる不審情報等があった場合には、速やかな連携により、その未然防止のために必要な措置を講ずる。

令和5年2月16日

テロ対策総合パートナーシップみやぎ